（証券コード 4671）
平成28年６月２日

株　主　各　位

京都市中京区河原町通二条上る清水町346番地
株式会社 ファルコホールディングス
代表取締役社長　　赤　　澤　　寛　　治

第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

先の平成28年熊本地震により被災されました皆さまに対しまして、衷心よりお見舞い申しあげます。

さて、当社第29回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って平成28年６月23日（木曜日）午後５時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年６月24日（金曜日）　午前10時

２．場　　所　京都市下京区東洞院通七条下ル東塩小路町676番13
メルパルク京都　６階　会議室Ｃ
（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項

1.第29期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2.第29期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役１名選任の件
第４号議案　監査役３名選任の件
第５号議案　補欠監査役１名選任の件

４．議決権行使についてのご案内

⑴　書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月23日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送ください。

⑵　インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、後記（44頁から45頁まで）の【インターネットによる議決権行使のご案内】をご確認のうえ、平成28年６月23日（木曜日）午後５時30分までにご行使ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、開会時刻間際には受付が大変混雑いたしますので、多少お早めにご来場くださいますようお願い申しあげます。

◎事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（**http://www.falco-hd.co.jp**）に掲載することにより、お知らせいたします。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の財政出動、規制緩和、成長戦略や日銀の金融緩和策を背景に、企業業績改善が見られ、景気回復基調を維持したものの、個人消費や設備投資は力強さに欠け、更に中国を始めとした新興国経済の減速や原油等資源価格の下落の影響を受け、大きく円高株安に振れるなど先行き不透明な状況で推移しております。

当社グループを取り巻く受託臨床検査市場は、同業社間の競争激化に加え、高齢化社会の進展に伴い、医療費抑制策が進められるなど厳しい市場環境が続いております。また、調剤薬局市場は、医療費抑制を背景にジェネリック医薬品の使用拡大や在宅医療推進の動きが加速していることに加え、かかりつけ薬局への再編の道筋が示されるなど大きな転換点を迎えつつあります。

このような経営環境のもと、当社グループは、グループ内の事業再編を進め、コスト構造の見直し及び業務の効率化を図るなど収益力の向上に取り組んでまいりました。

こうした取り組みの結果、当連結会計年度の売上高は487億27百万円(前期比4.6％増）、営業利益は21億14百万円（前期比26.2％増）、経常利益は22億29百万円（前期比22.1％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は13億47百万円（前期比20.6％増）となりました。なお、経常利益は過去最高利益を更新いたしました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

①　臨床検査事業

臨床検査事業につきましては、営業拠点や検査施設の再配置等により事業構造の改革や業務の効率化を継続して進めてまいりました。また、検査項目の拡販及び新規顧客の獲得に努めるなど営業競争力の強化、遺伝子検査の拡販を図るとともに、検査原価の削減に取り組み、収益力の向上に取り組んでまいりました。

また、平成27年10月１日付で、株式会社ファルコバイオシステムズが、株式会社フレスコメディカルを吸収合併するなど、グループ内の事業再編を進めてまいりました。

臨床検査事業の売上高は、競争激化による受託単価の低下により、286億61百万円（前期比0.2％減）となりました。また、営業利益は、構造改革に伴う検査原価の逓減により、７億円（前期比65.7％増）となりました。

② 調剤薬局事業

調剤薬局事業につきましては、医療機関等との連携を図りながら地域特性に合わせた調剤薬局の展開を進めてまいりました。また、ジェネリック医薬品の推進、計画的な出店及び店舗運営の効率化を推進してまいりました。

また、当連結会計年度において、３店舗を開局、２店舗を閉局したことにより、当連結会計年度末における調剤薬局店舗総数は112店舗（フランチャイズ店５店舗含む）となりました。

調剤薬局事業の売上高は、新規開局店舗の寄与及びＣ型肝炎治療薬による処方箋応需の増加により、200億90百万円（前期比12.4％増）となり、営業利益は16億68百万円（前期比22.6％増）となりました。

⑵ 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は５億33百万円（前期比23.1％減）であります。その主なものは、研究所の検査機器の取得費及び調剤薬局の開局に伴う店舗等の取得費であります。

⑶ 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資等の資金は、自己資金及び借入金を充当いたしました。

⑷ 対処すべき課題

受託臨床検査市場は、同業社間の競争激化、事業の統合・再編が続き、更に平成28年４月に実施された保険点数改正の影響等により、引き続き先行き厳しい状況が見込まれております。

調剤薬局市場は、平成28年４月に実施された調剤報酬改定の影響が大きく、調剤薬局チェーンを中心に厳しい状況になることが予想されております。

このような経営環境のもと、当社グループは、医療総合サービス企業として、予防医学を基盤とした個別化医療や在宅医療に関するサービスの取り組みを強化し、臨床検査事業及び調剤薬局事業の収益基盤強化と事業領域の拡大を図ってまいります。

臨床検査事業につきましては、業務運営体制の見直しによる構造改革を引き続き推進し、コストの削減を図り、収益力の向上に取り組んでまいります。また、営業競争力の強化に加え、遺伝子検査の拡販及び新たに開発した電子カルテクラウドサービス「ＨＡＹＡＴＥ／ＮＥＯ」の販売強化に取り組んでまいります。

調剤薬局事業につきましては、医療機関等との連携を図りながら、在宅医療等に対応し、地域特性に合わせた調剤薬局の展開を進めてまいります。また、既存店舗の顧客拡大、ジェネリック医薬品の推進及び店舗の効率化を図ることにより、既存店の収益力の向上に取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、なにとぞ格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第26期 平成25年３月期	第27期 平成26年３月期	第28期 平成27年３月期	第29期(当連結会計年度) 平成28年３月期
売上高(百万円)	62,758	58,401	46,593	48,727
経常利益(百万円)	2,186	1,118	1,825	2,229
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,290	2,278	1,117	1,347
１株当たり当期純利益(円)	105.40	189.11	98.97	120.44
総資産(百万円)	37,300	32,878	30,192	30,906
純資産(百万円)	14,342	15,772	16,365	16,766
１株当たり純資産額(円)	1,173.48	1,368.86	1,459.99	1,504.50

(注) １．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
２．１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額は、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号）及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号）を適用しております。
３．「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益」に変更しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第26期 平成25年３月期	第27期 平成26年３月期	第28期 平成27年３月期	第29期(当事業年度) 平成28年３月期
営業収益(売上高)(百万円)	1,915	1,779	1,589	1,641
経常利益(百万円)	672	285	413	336
当期純利益(百万円)	814	3,793	532	443
１株当たり当期純利益(円)	66.50	314.82	47.21	39.65
総資産(百万円)	23,767	22,210	19,438	19,523
純資産(百万円)	12,065	14,800	14,811	14,308
１株当たり純資産額(円)	987.14	1,284.54	1,321.30	1,283.89

(注) １．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
２．１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額は、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号）及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号）を適用しております。

⑹ 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況（平成28年３月31日現在）

会社名	資本金（単位：百万円）	当社の出資比率（%）	主要な事業内容
㈱ファルコバイオシステムズ	98	100	臨床検体検査受託業務 医療情報システムの開発・販売業務
㈱ファルコライフサイエンス	40	(100)	食品衛生・環境検査受託業務
㈱アテスト	50	100	体外診断用医薬品等の販売
㈱ファルコファーマシーズ	45	100	処方箋調剤業務
チューリップ調剤㈱	453	100	処方箋調剤業務
㈱ファルコビジネスサポート	5	100	管理業務の受託

（注） 出資比率の（ ）内は、当社の子会社が有する出資比率を示しております。

② 企業結合の経過

平成27年10月１日付で、株式会社ファルコバイオシステムズが、株式会社フレスコメディカルを吸収合併いたしました。

③ 企業結合の成果

当連結会計年度末の子会社は、上記の重要な子会社６社であり、当連結会計年度の売上高は487億27百万円（前期比4.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は13億47百万円（前期比20.6%増）となりました。

⑺ **主要な事業内容**（平成28年３月31日現在）

当社グループは、臨床検査事業及び調剤薬局事業を行っております。各事業の内容は以下のとおりであります。

① 臨床検査事業
臨床検体検査の受託業務
電子カルテ等の医療情報システムの開発・販売業務
体外診断用医薬品等の販売
食品衛生・環境検査の受託業務

② 調剤薬局事業
処方箋調剤業務を行う調剤薬局の経営

⑻ **主要な事業所**（平成28年３月31日現在）

会社名	所在地	
㈱ファルコホールディングス	本社	京都市中京区河原町通二条上る清水町346番地
㈱ファルコバイオシステムズ	本社	京都市中京区河原町通二条上る清水町346番地
㈱ファルコライフサイエンス	本社	京都市左京区東竹屋町通川端東入東竹屋町63番地２
㈱アテスト	本社	京都府宇治市槇島町落合121番地の２
㈱ファルコファーマシーズ	本社	京都市中京区河原町通二条上る清水町346番地
チューリップ調剤㈱	本社	富山市牛島町１番４号
㈱ファルコビジネスサポート	本社	京都市中京区河原町通二条上る清水町346番地

（注） 平成27年10月１日付で、株式会社ファルコバイオシステムズが、株式会社フレスコメディカルを吸収合併いたしました。

⑼ **従業員の状況**（平成28年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
臨床検査事業	994（1,210）名	60名減（ 18名減）
調剤薬局事業	430（ 182）名	15名増（ 18名増）
全社（共通）	62（ 11）名	－（ ２名減）
合計	1,486（1,403）名	45名減（ ２名減）

（注）１．従業員数は、就業人員であります。
２．従業員数欄の（外数）は、定時社員、契約社員及び嘱託社員の当連結会計年度平均雇用人員であります。
３．全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
３（３）名	５名減（３名減）	51.0歳	12.1年

（注）１．従業員数は、就業人員（社外から当社への出向者を含む）であります。
２．従業員数欄の（外数）は、嘱託社員の当事業年度平均雇用人員であります。

⑽ **主要な借入先**（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

借入先	借入額
株式会社京都銀行	1,000
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	400

2．会社の株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

⑴ 発行可能株式総数　40,000,000株

⑵ 発行済株式の総数及び資本金

発行済株式の総数　11,280,177株

資本金　3,371,621,867円

（注）　平成27年４月１日付で、自己株式を消却したことに伴い、1,000,000株減少いたしました。

⑶ 株主数　10,190名

⑷ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社京都銀行	531,600株	4.77%
ファルコホールディングス従業員持株会	435,004	3.90
赤澤寛治	365,690	3.28
平﨑健治郎	335,770	3.01
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	315,900	2.83
株式会社ビー・エム・エル	314,800	2.82
株式会社ホルスクリエーションズアカザワ	302,000	2.71
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	229,200	2.06
大阪中小企業投資育成株式会社	208,000	1.87
金田直樹	202,150	1.81

（注）　持株比率は自己株式（135,784株）を控除して計算しております。

3．会社役員に関する事項

⑴ 取締役及び監査役の氏名等（平成28年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	赤澤　寛治	
取締役会長	平﨑　健治郎	
取締役副社長	安田　忠史	戦略業務室長 株式会社ファルコビジネスサポート 代表取締役社長 株式会社ファルコバイオシステムズ 代表取締役 株式会社ファルコファーマシーズ 代表取締役
取締役	江口　宏志	臨床事業室長 株式会社ファルコバイオシステムズ 代表取締役社長
取締役	松原　宣正	ファーマ事業室長 株式会社ファルコファーマシーズ 代表取締役社長
監査役（常勤）	佐々木　信次郎	
監査役（常勤）	森　正彦	
監査役	竹内　昭夫	公認会計士竹内昭夫事務所所長
監査役	堀　三芳	税理士堀三芳事務所所長

（注）１．監査役竹内昭夫、堀三芳の両氏は、社外監査役であります。
２．監査役竹内昭夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
３．監査役堀三芳氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．平成27年６月24日開催の第28回定時株主総会において、江口宏志、松原宣正の両氏が取締役に、森正彦氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。また、森正彦氏は、同総会終了後開催の監査役会において、常勤の監査役に選定され、就任いたしました。
５．代表取締役社長赤澤寛治氏は、平成27年６月12日付で株式会社ファルコバイオシステムズ代表取締役会長を任期満了により退任いたしました。
６．取締役会長平﨑健治郎氏は、平成27年６月12日付で株式会社ファルコバイオシステムズ代表取締役社長を任期満了により、平成27年６月18日付でチューリップ調剤株式会社代表取締役社長を、平成27年６月19日付で株式会社ファルコファーマシーズ代表取締役社長を辞任により退任いたしました。
７．取締役副社長安田忠史氏は、平成27年６月12日付で株式会社ファルコバイオシステムズ代表取締役に、平成27年６月19日付で株式会社ファルコファーマシーズ代表取締役に就任いたしました。

8．平成27年６月24日付で次のとおり取締役の地位及び担当の変更を行いました。

氏　名	変更前	変更後
赤澤寛治	代表取締役会長	代表取締役社長
平﨑健治郎	代表取締役社長	取締役会長
安田忠史	取締役 戦略業務室長	取締役副社長 戦略業務室長
江口宏志	－	取締役 臨床事業室長
松原宣正	－	取締役 ファーマ事業室長

9．当社は監査役竹内昭夫、堀三芳の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑵ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	人　数	報酬等の額
取締役	５名	128百万円
監査役	４名	32百万円　（うち、社外監査役２名　６百万円）
合計	９名	160百万円

（注）１．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の賞与も含めた報酬限度額は、平成22年６月22日開催の第23回定時株主総会において、年額４億円以内（但し、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
３．監査役の賞与も含めた報酬限度額は、平成22年６月22日開催の第23回定時株主総会において、年額55百万円以内と決議いただいております。
４．報酬等の額には、当事業年度に役員退職慰労引当金として計上した２百万円（取締役３名に対し２百万円、監査役３名に対し０百万円（うち、社外監査役２名に対し０百万円））が含まれております。

⑶ 責任限定契約の内容の概要

当社定款及び会社法第427条第１項の規定により、監査役竹内昭夫、堀三芳の両氏は、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、同定款に定めた額の範囲内である500万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。但し、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

⑷ 社外役員等に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

1）監査役竹内昭夫氏は、公認会計士竹内昭夫事務所所長であります。なお、当社と同事務所との間には、特別な関係はありません。

2）監査役堀三芳氏は、税理士堀三芳事務所所長であります。なお、当社と同事務所との間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
社外監査役	竹内昭夫	当事業年度開催の取締役会18回のうち12回に、監査役会13回のすべてに出席し、必要に応じて、主に公認会計士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行っております。
社外監査役	堀三芳	当事業年度開催の取締役会18回のうち12回に、監査役会13回のすべてに出席し、必要に応じて、主に税理士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行っております。

③ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、前回改選時期には適切な候補者が見つからず、当事業年度の末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、精力的に社外取締役の人選に努めましたところ適任者を得ることができましたので、平成28年６月24日開催予定の第29回定時株主総会に社外取締役の取締役選任議案を上程いたします。

4．会計監査人の状況

⑴ 会計監査人の名称

京都監査法人

⑵ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額
30百万円

② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
40百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分していないため、また、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、次のいずれかにより会計監査人の解任または不再任を行います。

① 監査役会は、会計監査人がその職務を適切に遂行することができないと判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

② 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

５．会社の体制及び方針

会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴　会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、内部統制システム構築の基本方針を決議しておりますが、概要は以下のとおりであります。

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

１）当社は、ファルコホールディングスグループで働くすべての取締役及び使用人が、法令・定款を遵守し、企業市民として社会に共感を得られる行動をとるため、「コンプライアンス規程」及び「ファルコホールディングスグループ行動憲章」を制定するとともに、その周知徹底を行う。

２）コンプライアンスの重要な問題を審議するとともに、ファルコホールディングスグループ全社のコンプライアンス体制の整備及びコンプライアンスの遵守・徹底を推進し、コンプライアンスへの取り組みを組織横断的に統括するため、リスク管理委員会を設置する。

３）財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備し、有効性を定期的に評価して、その評価結果を取締役会に報告する。

４）「ファルコホールディングスグループ行動憲章」の違反またはその恐れのある事実、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として外部専門家を窓口にするホットラインを活用し、コンプライアンスに係る問題を早期発見する。

５）反社会的勢力に対し、毅然たる態度で臨み一切の関係をもたないことを「反社会的勢力に対する行動基準、倫理方針」に定めるとともに、外部専門機関との連携を通じ、反社会的勢力からの不当要求に対処するための社内体制を整備する。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。また、取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

１）「総合リスク管理規程」に基づき、ファルコホールディングスグループ全体のリスクを組織横断的・統括的に管理するリスク管理体制を整備・強化するため、リスク管理委員会を設置する。

２）リスク管理委員会は、各部門担当取締役の業務及び各事業会社に係るリスク管理状況の把握及びリスク対策状況の検証を行い、必要に応じて支援･提言を行うとともに、定期的に取締役会に報告する。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1）取締役会は、グループ戦略や資本政策を決定するとともに、グループ中期経営戦略、年度予算等を決議し、定期的に進捗状況の把握及び是正を行う。

2）当社及び各事業会社の職務執行上の重要事項を報告、審議するため、代表取締役の諮問機関として経営会議を開催する。

3）各組織・役職等の役割・権限、所管事項を定め、意思決定及び業務執行を効率的かつ適正に行う。

⑤　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1）グループの経営戦略やグループ経営の根幹となる各種基本方針を事業会社に示すとともに、「事業会社管理規程」を制定し、当社取締役会で承認する事項及び当社へ報告する事項を定め、この規程に基づき事業会社の経営管理を行う。

2）内部監査部門は、コンプライアンス体制、リスク管理体制の監査を含め、当社及び各事業会社の内部監査を実施し、その結果を当社取締役会に報告するとともに、当該部署及び事業会社に対して業務の適正を確保する体制構築のための指導、助言を行う。

3）当社及び各事業会社における内部統制の整備・運営を適正に図るため、当社に各事業会社全体の内部統制に関する統括部署及びリスク管理委員会を設置し、当社及び各事業会社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達等を効果的・効率的に行う。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の求めに応じて、会社使用人の中から補助使用人として監査補助の任に当たらせる。

⑦　監査役の補助使用人の取締役からの独立性及び当該補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前記の補助使用人が兼任で監査役補助職務を担う場合、補助使用人は監査役補助職務に関し、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとする。また、補助使用人の人事異動（異動先を含む）、人事評価、懲戒処分等については監査役の事前同意を得た上で行う。

⑧　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

1）当社及び各事業会社の取締役及び使用人は、監査役会に対して、①当社及び各事業会社に重大な影響もしくは損害を及ぼすおそれのある事項、②毎月の経営状況として重要な事項、③重大な法令・定款違反、④内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、⑤コンプライアンスに係る問題のホットラインによる通報状況とその内容、⑥コンプライアンス上重要な事項、⑦重要な訴訟・係争に関する事項を速やかに報告する。

２）監査役への報告を行った当社及び各事業会社の取締役及び使用人に対して、不利益な取扱いを行わないものとする。

⑨　監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

１）当社及び各事業会社の取締役と監査役会の定期的な意見交換会を設ける。監査役会は独自に顧問弁護士を委嘱し､特に専門性の高い法務･会計事項についてはより高い専門性を有する専門家に相談できる機会を保障する。

２）当社は、監査役の職務の執行について生じる費用等を負担するため、毎年一定額の予算を設けるものとする。

⑵　会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①　取締役の職務執行について

定時取締役会を毎月１回、臨時取締役会を必要に応じてそれぞれ開催しております。

当事業年度においては、取締役会を12回、臨時取締役会を６回開催しております。

職務分掌規程及び職務権限規程を制定し、各組織・役職などの役割・権限、所管事項を定め、意思決定及び業務執行を効率的かつ適正に行っております。

②　コンプライアンスについて

コンプライアンス規程、ファルコホールディングスグループ行動憲章を制定し、コンプライアンス体制を構築するとともに、コンプライアンスに係る問題を早期に発見するため、外部専門家を窓口とするホットラインを活用しております。

③　リスクマネジメントについて

総合リスク管理規程を制定し、リスクを分類するとともに、組織・管理体制等について定めております。また、リスク管理委員会を設置し、グループ全体のリスクを組織横断的に管理する体制を整えております。

④　監査役の職務遂行について

監査役は、監査役会で定めた監査方針・監査計画等に基づき、取締役会その他の重要な会議に出席しております。また、取締役、内部監査部門、外部専門家等と連携を図り、情報収集等に努めるとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、取締役の職務執行を監視しております。

⑤　グループ管理体制について

事業会社管理規程を制定し、当社取締役会で承認する事項、報告する事項を定め、事業会社の管理・監督体制を構築しております。

（注）　本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。比率その他の数字は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**17,874,038**	**流動負債**	**10,710,464**
現金及び預金	7,968,236	支払手形及び買掛金	5,760,931
受取手形及び売掛金	7,041,155	短期借入金	1,280,000
商品及び製品	977,599	１年内返済予定の長期借入金	352,000
仕掛品	98,713	リース債務	84,669
原材料及び貯蔵品	404,021	未払金	954,702
繰延税金資産	306,783	未払法人税等	587,153
その他	1,103,255	賞与引当金	650,672
貸倒引当金	△25,726	その他	1,040,334
固定資産	**13,032,922**	**固定負債**	**3,429,738**
有形固定資産	**8,591,299**	長期借入金	368,000
建物及び構築物	3,451,806	リース債務	92,536
工具器具備品	781,214	繰延税金負債	86,133
土地	4,215,320	役員退職慰労引当金	773,209
リース資産	142,957	退職給付に係る負債	1,864,037
その他	0	資産除去債務	144,984
無形固定資産	**453,698**	その他	100,837
のれん	76,970	**負債合計**	**14,140,202**
ソフトウェア	370,818	**純資産の部**	
その他	5,908	**株主資本**	**16,550,572**
投資その他の資産	**3,987,924**	資本金	3,371,621
投資有価証券	2,048,640	資本剰余金	3,307,656
繰延税金資産	785,720	利益剰余金	10,059,106
その他	1,170,062	自己株式	△187,812
貸倒引当金	△16,499	**その他の包括利益累計額**	**216,184**
		その他有価証券評価差額金	216,184
		純資産合計	**16,766,757**
資産合計	**30,906,960**	**負債及び純資産合計**	**30,906,960**

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		48,727,443
売上原価		34,380,862
売上総利益		**14,346,580**
販売費及び一般管理費		12,231,602
営業利益		**2,114,978**
営業外収益		
受取利息及び配当金	47,831	
その他	99,272	147,103
営業外費用		
支払利息	15,399	
その他	17,151	32,551
経常利益		**2,229,530**
特別利益		
投資有価証券売却益	200,823	200,823
特別損失		
固定資産除却損	8,385	
減損損失	89,497	
事務所移転費用	19,245	117,129
税金等調整前当期純利益		**2,313,224**
法人税、住民税及び事業税		904,394
法人税等調整額		61,440
当期純利益		**1,347,389**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,347,389**

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	3,371,621	3,439,824	10,201,234	△1,292,090	15,720,589
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△207,377		△207,377
剰余金の配当(中間配当)			△207,372		△207,372
親会社株主に帰属する当期純利益			1,347,389		1,347,389
自己株式の取得				△102,755	△102,755
自己株式の処分		2		96	99
自己株式の消却		△132,170	△1,074,766	1,206,936	－
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					－
当連結会計年度変動額合計	－	△132,167	△142,127	1,104,278	829,982
当連結会計年度末残高	3,371,621	3,307,656	10,059,106	△187,812	16,550,572

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	645,373	645,373	16,365,963
当連結会計年度変動額			
剰余金の配当			△207,377
剰余金の配当(中間配当)			△207,372
親会社株主に帰属する当期純利益			1,347,389
自己株式の取得			△102,755
自己株式の処分			99
自己株式の消却			－
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	△429,188	△429,188	△429,188
当連結会計年度変動額合計	△429,188	△429,188	400,794
当連結会計年度末残高	216,184	216,184	16,766,757

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

⑴ 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

連結子会社の数	６社
連結子会社の名称	株式会社ファルコバイオシステムズ 株式会社ファルコライフサイエンス 株式会社アテスト 株式会社ファルコファーマシーズ チューリップ調剤株式会社 株式会社ファルコビジネスサポート
連結の範囲の変更	前連結会計年度において連結子会社でありました株式会社フレスコメディカルについては、平成27年10月１日付で株式会社ファルコバイオシステムズと合併したため、連結の範囲から除いております。

⑵ 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

⑶ 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの	連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
時価のないもの	移動平均法による原価法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品	主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品	主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 （リース資産を除く）	ⅰ）平成19年３月31日以前に取得したものは旧定率法により償却しております。 ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、旧定額法を採用しております。 ⅱ）平成19年４月１日以降に取得したものは定率法により償却しております。 ただし、建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。 事業用定期借地権契約による借地上の建物については、残存価額を零とし、契約残年数を基準とした定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物及び構築物　15～65年 工具器具備品　2～20年
無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 ソフトウェア　3～5年
リース資産	リース資産については、リース契約期間に基づくリース期間定額法により償却しております。
長期前払費用	支出の効果の及ぶ期間で均等償却しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
役員退職慰労引当金	連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 （追加情報） 当社は、平成27年６月24日開催の定時株主総会において、取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件を決議いたしました。これに伴い「役員退職慰労引当金」を取り崩し、打ち切り支給額95,457千円のうち未払金8,857千円を流動負債、長期未払金86,600千円を固定負債の「その他」に含めて表示しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

1）退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生した連結会計年度において一括で費用処理しております。
なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2）のれんの償却方法及び償却期間
のれんの償却については、臨床検査事業では10年間、調剤薬局事業では５年間から20年間の均等償却を行っております。

3）消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
なお、たな卸資産に係る控除対象外消費税等については、当連結会計年度の費用として処理しております。

２．会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更を行っております。
企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(４)、連結会計基準第44－５項(４)及び事業分離等会計基準第57－４項(４)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。
これによる連結計算書類に与える影響はありません。

３．連結貸借対照表に関する注記

⑴　有形固定資産の減価償却累計額

建物及び構築物	5,483,576千円
工具器具備品	6,810,777千円
リース資産	377,237千円
その他	879千円

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴ 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　11,280,177株

⑵ 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年６月24日定時株主総会	普通株式	207,377千円	18円50銭	平成27年３月31日	平成27年６月25日
平成27年11月６日取締役会	普通株式	207,372千円	18円50銭	平成27年９月30日	平成27年12月７日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成28年６月24日開催予定の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	217,315千円
配当の原資	利益剰余金
１株当たり配当額	19円50銭
基準日	平成28年３月31日
効力発生日	平成28年６月27日

5．金融商品に関する注記

⑴ 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、収益計画及び設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式、その他有価証券のうち満期のある債券並びに投資信託受益証券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが３ヵ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に営業取引及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後３年であります。また、変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後８年であります。

③　金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信稟議規程に従い、営業債権について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

・資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、担当部署が資金繰計画を作成するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴　現金及び預金	7,968,236	7,968,236	－
⑵　受取手形及び売掛金	7,041,155	7,041,155	－
⑶　投資有価証券	2,048,640	2,048,640	－
資産計	17,058,032	17,058,032	－
⑴　支払手形及び買掛金	5,760,931	5,760,931	－
⑵　短期借入金	1,280,000	1,280,000	－
⑶　未払金	954,702	954,702	－
⑷　未払法人税等	587,153	587,153	－
⑸　長期借入金（※）	720,000	716,572	△3,427
⑹　リース債務	177,206	170,048	△7,157
負債計	9,479,993	9,469,408	△10,584

（※）１年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資　産

⑴　現金及び預金、⑵　受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑶ 投資有価証券
これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格、取引金融機関等から提示された価格によっております。

負　債

⑴ 支払手形及び買掛金、⑵ 短期借入金、⑶ 未払金、⑷ 未払法人税等
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑸ 長期借入金、⑹ リース債務
これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

6．賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

7．1株当たり情報に関する注記

⑴ 1株当たり純資産額	1,504円50銭
⑵ 1株当たり当期純利益	120円44銭

8．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9．その他の注記

記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**8,046,623**	**流動負債**	**4,570,687**
現金及び預金	6,248,140	短期借入金	1,280,000
関係会社短期貸付金	1,508,589	関係会社短期借入金	2,766,279
未収入金	258,224	１年内返済予定の長期借入金	352,000
その他	31,668	未払金	74,811
固定資産	**11,476,779**	未払法人税等	15,819
有形固定資産	**6,141,800**	その他	81,776
建物及び構築物	2,505,914	**固定負債**	**644,519**
土地	3,624,348	長期借入金	368,000
その他	11,537	繰延税金負債	86,133
無形固定資産	**23,734**	その他	190,386
ソフトウェア	23,061	**負債合計**	**5,215,207**
その他	672	**純資産の部**	
投資その他の資産	**5,311,245**	**株主資本**	**14,092,011**
投資有価証券	2,048,640	**資本金**	**3,371,621**
関係会社株式	2,733,870	**資本剰余金**	**3,208,492**
その他	532,650	資本準備金	3,208,492
貸倒引当金	△3,916	**利益剰余金**	**7,699,709**
		利益準備金	103,562
		その他利益剰余金	7,596,147
		配当平均積立金	1,000,000
		別途積立金	3,500,000
		繰越利益剰余金	3,096,147
		自己株式	**△187,812**
		評価・換算差額等	**216,184**
		その他有価証券評価差額金	216,184
資産合計	**19,523,402**	**純資産合計**	**14,308,195**
		負債及び純資産合計	**19,523,402**

損 益 計 算 書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
営業収益		1,641,262
営業費用		1,332,780
営業利益		**308,481**
営業外収益		
受取利息及び配当金	46,309	
その他	2,858	49,168
営業外費用		
支払利息	11,658	
その他	9,446	21,105
経常利益		**336,544**
特別利益		
投資有価証券売却益	200,823	200,823
特別損失		
減損損失	88,517	
その他	61	88,579
税引前当期純利益		**448,788**
法人税、住民税及び事業税		6,903
法人税等調整額		△1,642
当期純利益		**443,528**

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						配当平均積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	3,371,621	3,208,492	301,656	3,510,148	103,562	1,000,000	3,500,000	3,972,647	8,576,210
当期変動額									
剰余金の配当								△207,377	△207,377
剰余金の配当（中間配当）								△207,372	△207,372
当期純利益								443,528	443,528
自己株式の取得									
自己株式の処分			2	2					
自己株式の消却			△301,658	△301,658				△905,277	△905,277
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	△301,656	△301,656	－	－	－	△876,500	△876,500
当期末残高	3,371,621	3,208,492	－	3,208,492	103,562	1,000,000	3,500,000	3,096,147	7,699,709

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,292,090	14,165,889	645,373	645,373	14,811,262
当期変動額					
剰余金の配当		△207,377			△207,377
剰余金の配当（中間配当）		△207,372			△207,372
当期純利益		443,528			443,528
自己株式の取得	△102,755	△102,755			△102,755
自己株式の処分	96	99			99
自己株式の消却	1,206,936	－			－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△429,188	△429,188	△429,188
当期変動額合計	1,104,278	△73,878	△429,188	△429,188	△503,066
当期末残高	△187,812	14,092,011	216,184	216,184	14,308,195

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴ 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
時価のないもの	移動平均法による原価法

⑵ 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

ⅰ）平成19年３月31日以前に取得したものは旧定率法により償却しております。
ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、旧定額法を採用しております。

ⅱ）平成19年４月１日以降に取得したものは定率法により償却しております。
ただし、建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

事業用定期借地権契約による借地上の建物については、残存価額を零とし、契約残年数を基準とした定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	15～65年

無形固定資産

定額法により償却しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア	５年

⑶ 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑷ その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（追加情報）

役員退職慰労引当金

平成27年６月24日開催の定時株主総会において、取締役及び監査役に対する役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件を決議いたしました。これに伴い「役員退職慰労引当金」を取り崩し、打ち切り支給額95,457千円のうち未払金8,857千円を流動負債、長期未払金86,600千円を固定負債の「その他」に含めて表示しております。

2．会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項(４)及び事業分離等会計基準第57－４項(４)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。これによる計算書類に与える影響はありません。

3．貸借対照表に関する注記

⑴　有形固定資産の減価償却累計額

建物及び構築物	4,302,454千円
その他	67,187千円

⑵　偶発債務

①　保証債務

株式会社アテスト（仕入債務）　240,442千円

上記の関係会社について、債務保証を行っております。

②　重畳的債務引受による連帯債務

株式会社ファルコバイオシステムズ　1,069,684千円

平成22年３月21日付の会社分割により、株式会社ファルコバイオシステムズが承継した債務につき、重畳的債務引受を行っております。

株式会社ファルコビジネスサポート　32,909千円

平成22年10月１日付の会社分割により、株式会社ファルコビジネスサポートが承継した債務につき、重畳的債務引受を行っております。

⑶　関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	153,624千円
短期金銭債務	60,548千円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	1,638,154千円
営業費用	588,283千円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	135,784株

6．税効果会計に関する注記

⑴　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	4,272千円
役員退職慰労引当金損金不算入額	29,275千円
投資有価証券評価損損金不算入額	17,946千円
減価償却超過額	96,646千円
関係会社株式	914,831千円
繰越欠損金	103,434千円
その他	67,000千円
繰延税金資産小計	1,233,407千円
評価性引当額	△1,233,407千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△74,866千円
その他	△11,266千円
繰延税金負債合計	△86,133千円
繰延税金資産（負債）の純額	△86,133千円

⑵　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	（単位：％）
法定実効税率	33.0
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.9
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△37.2
住民税均等割	0.3
評価性引当額の増減	△1.7
税率変更による期末繰延税金負債の減額修正	△0.1
その他	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.2

⑶　法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立され、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.2％から平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.8％に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6％となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額は4,503千円減少し、法人税等調整額が589千円減少し、その他有価証券評価差額金が3,914千円増加しております。

7．関連当事者との取引に関する注記

（単位：千円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注11）	科目	期末残高
子会社	株式会社ファルコバイオシステムズ	所有直接100%	業務受託 業務委託 建物の賃貸 資金の貸付 債務保証 役員の兼任	業務受託手数料（注１） 建物の賃貸（注２） 資金の回収（注３） 利息の受取（注４） 重畳的債務引受（注５）	596,400 405,963 798,172 39,746 1,069,684	未収入金 前受収益 短期貸付金 － －	76,762 35,222 1,378,589 － －
	株式会社アテスト	所有直接100%	業務受託 資金の貸付 債務保証 役員の兼任	債務保証（注６）	240,442	－	－
	株式会社ファルコファーマシーズ	所有直接100%	業務受託 建物の賃貸 資金の借入 役員の兼任	業務受託手数料（注１） 受取配当金（注７） 建物の賃貸（注２） 資金の借入（注３） 利息の支払（注８）	43,200 214,740 4,296 152,621 2,108	未収入金 － 前受収益 短期借入金 －	58,617 － 386 1,206,333 －
	チューリップ調剤株式会社	所有直接100%	業務受託 資金の借入 役員の兼任	業務受託手数料（注１） 受取配当金（注７） 資金の借入（注３） 利息の支払（注８）	6,200 251,748 312,385 2,172	未収入金 － 短期借入金 －	1,175 － 1,559,946 －
	株式会社ファルコビジネスサポート	所有直接100%	業務委託 債務保証 建物の賃貸 役員の兼任	業務委託手数料（注９） 重畳的債務引受（注10）	563,000 32,909	未払金 －	56,917 －

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１）業務受託手数料（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）の支払については、市場実勢を勘案して、料率交渉の上で決定しております。

（注２）賃貸料については、市場実勢を勘案して、料金交渉の上で決定しております。

（注３）当社及び一部の子会社はＣＭＳ（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入しております。ＣＭＳを利用した資金貸借取引については、取引の実態を明瞭に開示するために、取引金額は純額表示しております。

（注４）資金の貸付については、市場金利を勘案して、貸付利率を決定しております。

（注５）平成22年３月21日付の吸収分割により株式会社ファルコバイオシステムズが承継した債務について、重畳的債務引受を行っております。
（注６）仕入債務について、債務保証を行っております。なお、保証料は受領しておりません。
（注７）受取配当金については、グループ配当方針に基づき決定しております。
（注８）資金の借入については、市場金利を勘案して、借入利率を決定しております。
（注９）業務委託手数料（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）の支払については、市場実勢を勘案して、料金交渉の上で決定しております。
（注10）平成22年10月１日付の会社分割により株式会社ファルコビジネスサポートが承継した債務について、重畳的債務引受を行っております。
（注11）取引金額には消費税等を含めておりません。

８．１株当たり情報に関する注記

⑴	１株当たり純資産額	1,283円89銭
⑵	１株当たり当期純利益	39円65銭

９．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

１０．その他の注記

記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告書　謄本

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

平成28年５月10日

株式会社ファルコホールディングス
　取締役会　御中

京　都　監　査　法　人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　秋　山　直　樹　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　高　井　晶　治　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ファルコホールディングスの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファルコホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

平成28年５月10日

株式会社ファルコホールディングス
　取締役会　御中

京　都　監　査　法　人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　秋　山　直　樹　㊞

指定社員
業務執行社員　公認会計士　高　井　晶　治　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ファルコホールディングスの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び京都監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月11日

株式会社ファルコホールディングス　監査役会

監査役（常勤）　佐々木　信次郎　㊞

監査役（常勤）　森　　正　彦　㊞

監　査　役　竹　内　昭　夫　㊞

監　査　役　堀　　三　芳　㊞

（注）監査役竹内昭夫及び監査役堀三芳は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまに対する適切な利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識し、連結業績に連動しつつ、安定的に配当するという考えのもと、自己株式の取得その他還元策を含めた連結純資産総還元率を尺度としております。

この基本方針に基づきながら、当事業年度の業績及び今後の事業展開等並びに株主の皆さまに対する還元への備えを勘案し、当事業年度の期末配当及びその他の剰余金の処分を以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

⑴　配当財産の種類

金銭といたします。

⑵　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金19円50銭といたします。

なお、この場合の配当総額は、217,315,664円となります。

これにより、先に実施しました中間配当金（１株につき18円50銭）と合わせまして、当事業年度の年間配当金は１株につき38円となります。

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月27日といたします。

２．その他の剰余金の処分に関する事項

⑴　減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　　1,000,000,000円

⑵　増加する剰余金の項目とその額

配当平均積立金　　1,000,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

⑴　経営基盤の一層の強化と充実を図れるようにするため、現行定款第22条第２項の一部を変更しようとするものであります。

⑵　「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第28条第２項及び定款第37条第２項の一部を変更しようとするものであります。

なお、現行定款第28条第２項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（代表取締役及び役付取締役） 第22条　（条文省略） ２．取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。 （取締役の責任免除） 第28条　（条文省略） ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	（代表取締役及び役付取締役） 第22条　（現行どおり） ２．取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及びその他の役付取締役各若干名を選定することができる。 （取締役の責任免除） 第28条　（現行どおり） ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（監査役の責任免除） 第37条　（条文省略） ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	（監査役の責任免除） 第37条　（現行どおり） ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第３号議案　取締役１名選任の件

コーポレートガバナンス体制の一層の強化を図り、経営の透明性を更に向上させることを目的として、取締役を１名増員することとし、取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
内藤欣也 （昭和30年11月24日生）	昭和61年４月　弁護士登録（大阪弁護士会入会） 鎌倉法律事務所入所 平成２年４月　小寺・内藤法律事務所設立 平成11年３月　内藤法律事務所設立 平成16年２月　みずほパートナーズ法律事務所設立、代表（現任） 平成24年４月　大阪弁護士会副会長 平成26年４月　国立大学法人大阪大学非常勤監事	－　株

（注）１．内藤欣也氏は、新任の取締役候補者であります。

２．取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３．内藤欣也氏は、社外取締役候補者であります。

４．内藤欣也氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験、専門知識及び高い見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

５．内藤欣也氏が選任された場合には、当社定款及び会社法第427条第１項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、同定款に定めた額の範囲内である500万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。但し、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

６．内藤欣也氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第４号議案　監査役３名選任の件

監査役佐々木信次郎、竹内昭夫及び堀三芳の３氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	佐野啓一 （昭和34年３月24日生）	昭和58年10月　株式会社関西医学検査センター（現当社）入社 平成22年１月　当社システムサービス部長 平成24年10月　株式会社ファルコバイオシステムズシステム運用管理グループ長（部長） 平成26年７月　同社執行役員ＩＴシステム統括部部長 平成27年６月　株式会社ファルコビジネスサポート取締役（現任） 平成27年７月　当社執行役員業務監理室長（現任）	8,300株
2	福井啓介 （昭和21年２月２日生）	昭和47年４月　弁護士登録（京都弁護士会入会） 昭和51年３月　福井法律事務所（現福井・稲田総合法律事務所）設立、代表（現任） 平成８年４月　京都簡易裁判所民事調停委員（現任） 平成13年４月　京都弁護士会会長 日本弁護士連合会常務理事 平成14年４月　日本弁護士連合会監事 平成15年７月　京都府人事委員会委員（現任） 平成21年４月　近畿弁護士会連合会理事長 日本弁護士連合会理事 平成23年７月　京都府人事委員会委員長（現任）	2,000株
3	勝山武彦 （昭和40年11月16日生）	平成７年８月　公認会計士開業登録 平成７年10月　税理士堀三芳事務所入所 平成７年11月　税理士登録	1,300株

（注）１．監査役候補者全員（３名）は、新任の監査役候補者であります。
２．佐野啓一氏は、平成28年６月22日をもって株式会社ファルコビジネスサポートの取締役を退任する予定であります。
３．佐野啓一氏を監査役候補者とした理由は、同氏が当社内部監査部門を始めとし、当社グループ内において長年にわたる管理職としての豊富な経験と幅広い見識を有しておられることから監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
４．福井啓介氏と当社は、顧問契約を締結しております。その他の監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
５．福井啓介、勝山武彦の両氏は、社外監査役候補者であります。
６．福井啓介氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士として企業法務に精通しており、企業経営の健全性を確保する十分な知識と高い識見を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
７．勝山武彦氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士として企業財務に精通しており、幅広い知識と高い識見を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
８．福井啓介、勝山武彦の両氏が選任された場合には、当社定款及び会社法第427条第１項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、同定款に定めた額の範囲内である500万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。但し、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。
９．福井啓介、勝山武彦の両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

平成26年６月25日開催の第27回定時株主総会において補欠監査役に選任された福井啓介、勝山武彦の両氏の選任の効力は本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
森下修吉 （昭和22年２月８日生）	平成７年４月　大阪中小企業投資育成株式会社業務第２部長 平成10年６月　同社取締役 平成12年６月　同社常務取締役 平成20年６月　同社常勤監査役 平成22年６月　一般社団法人日本企業承継監理機構代表理事（現任） 株式会社ＭＡＣアソシエイツ代表取締役	1,500株

（注）１．補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．森下修吉氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．森下修吉氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏が長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しておられることから、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

４．森下修吉氏が監査役に就任した場合には、当社定款及び会社法第427条第１項の規定により、当社と損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、同定款に定めた額の範囲内である500万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。但し、その責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限ります。

以　上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申しあげます。

1．議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　http://www.web54.net

2．議決権行使のお取扱いについて

⑴ インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

⑵ 議決権の行使期限は、平成28年６月23日（木曜日）午後５時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

⑶ 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

⑷ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者への料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

3．パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

⑴ パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

⑵ パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

⑶ 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4．システムに係わる条件について

インターネットにより議決権を行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

⑴ パソコン用サイトによる場合

ア．画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。

イ．次のアプリケーションをインストールしていること。

(a) ウェブブラウザとしてVer.5.01 SP2以降のMicrosoft® Internet Explorer

(b) PDFファイルブラウザとしてVer.4.0以降のAdobe® Acrobat® Reader®または、Ver.6.0以降のAdobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

⑵ 携帯電話端末用サイトによる場合

128bit SSL（Secure Socket Layer）暗号化通信が可能である機種であること。

なお、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合があります。

5．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

⑴ 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

0120（652）031（受付時間　9：00～21：00）

⑵ その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主さま

証券会社に口座をお持ちの株主さまは、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ．証券会社に口座のない株主さま（特別口座をお持ちの株主さま）

三井住友信託銀行　証券代行事務センター

0120（782）031（受付時間　9：00～17：00　土日祝日を除く）

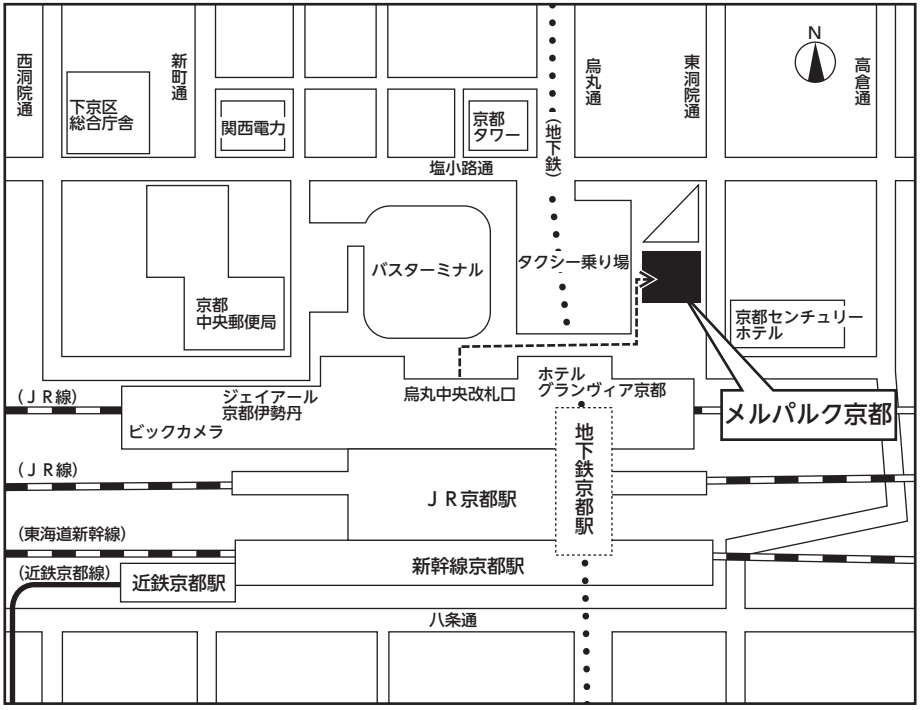
以　上

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内略図

会　　場　　京都市下京区東洞院通七条下ル東塩小路町676番13
メルパルク京都　６階　会議室Ｃ



（交通のご案内）　・ＪＲ京都駅烏丸中央改札口から東へ徒歩３分
・地下（ＪＲ京都駅東口・八条口連絡通路・地下鉄京都駅中央１改札口）より、「出口５」をご利用ください。
・近鉄京都駅改札口からは、南北自由通路を通り、ＪＲ京都駅烏丸中央改札口方向へお進みください。

（お　願　い）　・駐車場はご用意しておりませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT